

虐待から子供を守るために

児童虐待は、自分を助けてくれるはずの親からの理不尽な仕打ちであり、よりどころのない気持ちは子供の健全な育成を妨げるとともに、将来にわたり、心に消えない傷を持ち続けることとなります。

虐待の態様は、子供に対する身体的虐待、性的虐待、養育怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待がありますが、子どものいる家庭での配偶者暴力も心理的虐待に含まれる場合があります。

これらの虐待は家庭内で発生することが多いため、表面化しにくいという特徴を持っています。

虐待から子供を守るため、「もしや虐待？」と思ったときは、児童相談所又は最寄りの警察まで通報をお願いします。

児童相談所の全国共通ダイヤル 「189」（いちはやく）

